

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (1) 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施

1 主な施策の取組状況及び評価

(1) 取組状況

男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において、

○平成 19 年 3 月に「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成 19 年 5 月男女共同参画会議意見決定）。

○平成 20 年 6 月に「高齢者の自立した生活に対する支援施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成 20 年 6 月男女共同参画会議意見決定）。

○平成 21 年 3 月に「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」とりまとめたに向けた論点整理を公表。

(2) 評価

上記 2 つの報告書について、現在フォローアップ作業を進めているところ。

2 今後の方向性、検討課題等

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指すため、引き続き調査を実施するとともに、意見決定等に基づく各施策を体系的・実質的に評価していく。

3 参考データ、関連政策評価等

別添：報告書（概要）

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

1 主な施策の取組状況及び評価

○男女共同参画社会実現に向けて国民一人ひとりの取組を促すために、平成 13 年度から男女共同参画週間（6 月 23 日～29 日）を実施している。男女共同参画週間の関連行事として、男女共同参画社会づくり功労賞内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞表彰を行っている。平成 21 年度は 6 月 26 日に表彰式を行った。

○男女共同参画社会づくり功労賞内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞等と同日に、男女共同参画社会づくりに向けての全国会議を実施している。平成 21 年度全国会議では、男女共同参画週間標語及び男女共同参画シンボルマーク受賞者表彰が行われたほか、講演会や鼎談、パネルディスカッション・パネル展示等が行われている。なお、男女共同参画週間については、ポスターやチラシ、ウェブサイトや広報誌等、さまざまな媒体で広報されている。

○男女共同参画に係る総合情報誌として、「共同参画」を毎月 20 日に発行している。「共同参画」では、連載、特集、男女共同参画に関連するトピックス、スペシャルインタビュー等を、20～24 頁にわたって掲載している。

○配偶者等暴力防止法、女性の再チャレンジ、ワーク・ライフ・バランス等をテーマとした、男女共同参画に係る啓発ビデオ・DVD を平成 12 年度から制作している。これらを全国の男女共同参画センターや視聴覚ライブラリ等において貸出し上映等を行っている。

○男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るため、「男女共同参画推進連携会議」を平成 8 年から開催している。「男女共同参画推進連携会議」においては、政府の施策や国際的な動きについての情報交換を行うほか、一方的な情報の伝達だけに終わることなく、議員が自主的に意見交換や活動できる場としていくことや、政府と関連団体間の情報交換をより一層密にする等、ネットワークの充実・強化を図るため、平成 20 年に同会議企画委員が自主的に 4 つの小委員会（「202030 小委員会」「啓発活動小委員会」「国と地方の連携推進小委員会」「広報小委員会」）を設置し活動中である。

また、その活動の 1 つとして、地域版男女共同参画推進連携会議とのネットワークを立ち上げ、連携会議構成団体や地域版連携会議との共催でセミナー等を開催するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進している。

(開催状況)

- ・男女共同参画推進連携会議（全体会議）
 - ・平成 17 年度（17 年 12 月以降）：1 回
 - ・平成 18 年度：2 回
 - ・平成 19 年度：1 回
 - ・平成 20 年度：2 回
- ・男女共同参画推進連携会議（企画委員会）
 - ・平成 17 年度：1 回
 - ・平成 18 年度：2 回
 - ・平成 19 年度：1 回
 - ・平成 20 年度：1 回
- ・連携会議構成団体との共催セミナー：8 カ所（平成 19 年度）、3 カ所（平成 20 年度）
- ・地域版連携会議との共催セミナー：6 カ所（のべ 9 回：6 府県との共催）（平成 20 年度）

様式 2

さらに、男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎えた平成 21 年度には、審査に広報小委員会の協力を得ながら、男女共同参画のシンボルマークを作成。広報啓発活動において当マークを活用することで、それぞれの地域や個人が男女共同参画をより身近な問題として意識していただくことを目指している。

○各地において各界各層の国民、民間団体、行政機関関係者が一堂に会する場を設け、男女共同参画社会の実現に向けた普及・啓発を行うことを目的として、平成 12 年度から男女共同参画フォーラムを地方公共団体との共催で実施している。平成 21 年度は 9 月 19 日に岐阜県、10 月 17 日に群馬県、2 月 13 日に広島県において開催が予定されている。

○他の地方公共団体のモデルとして、地域における男女共同参画社会づくりを推進していくことを目的として、平成 6 年度から男女共同参画宣言都市奨励事業を実施している。男女共同参画宣言都市奨励事業は、住民に密接な行政を行っている地方公共団体（政令指定都市を除く市・町・村及び特別区）において、地方公共団体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励するものである。平成 21 年度は 8 月 1 日に熊本県八代市にて開催され、今後は 9 月 5 日に広島県安芸高田市、11 月 14 日に静岡県富士市、1 月 23 日に茨城県守谷市、1 月 30 日に沖縄県宜野湾市、2 月 20 日に愛知県江南市、3 月 6 日に島根県江津市にて実施が予定されている。

○既に男女共同参画宣言都市となった地方公共団体が、その経験を生かしつつ、更に男女共同参画施策に取り組む上での参考とするため、宣言都市相互の情報交換と交流を図り、連携を深めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けての機運を広く醸成することを目的として、平成 8 年度から男女共同参画宣言都市サミット事業を実施している。平成 21 年度は 11 月 6 日に宮崎県延岡市にて開催が予定されている。

2 今後の方向性、検討課題等

○若年層や男性の参画が不十分であることから、広報・啓発活動においても、それらの層を対象とした戦略的・実践的な取組を行っていく必要がある。

○男女共同参画推進の重要性について、理解を深めてもらうため、メディアとの効果的な協働を行う必要がある。

○ホームページや広報誌等の従来の手法以外に、効果的な広報の手法として、どのようなものがあるか。

○表彰制度に係る受賞者の選定においては、全国各地で活躍している団体や個人の中から該当者を選定するには、国における取組だけでは困難であることから、地方自治体等との連携を一層強めていく必要がある。

3 参考データ、関連政策評価等

○男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰 表彰件数
平成 20 年度：12 名 平成 21 年度：12 名

○女性のチャレンジ賞
平成 20 年度：女性のチャレンジ賞 4 件、支援賞 1 件、特別部門賞 3 件
平成 21 年度：女性のチャレンジ賞 6 件、支援賞 1 件、特別部門賞 5 件

様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実

1 主な施策の取組状況及び評価

○ 男女共同参画に係る相談体制の充実に係る取組みして、次の施策を実施

- ・行政相談委員の中から、男女共同参画に係る施策についての苦情の処理に関し中心的な役割を果たす者として、「男女共同参画担当委員」を指名
→ 指名者数については、平成 15 年度以降年々増加（「3 参考データ、関連政策評価等」を参照）
- ・地方公共団体が設置する男女共同参画に関する総合的な施設において、行政相談所を開設（平成 15 年度～）

○ 男女共同参画に係る法律・制度の理解促進に係る取組みとして、次の施策を実施

- ・男女共同参画担当行政相談委員を対象に、「男女共同参画担当委員研修」を開催（平成 16 年度～19 年度）
→ なお、平成 20 年度以降は、行政相談委員に対する一般の研修会を活用し、男女共同参画担当以外の行政相談委員に対しても、法律・制度の理解促進を推進
- ・内閣府が開催する「男女共同参画に関する苦情処理研修」、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」への行政相談委員の積極的な参加を支援
- ・地方支分部局においても、男女共同参画担当行政相談委員と連携して研修会等を開催し、上記の研修に参加していない委員に対しても、法律・制度の理解を促進

2 今後の方向性、検討課題等

- 相談体制については、今後も引き続き、男女共同参画担当行政相談委員と連携し、相談所の開設等相談体制の充実を図る
- また、法律・制度の理解促進についても、引き続き、内閣府が主催する研修会への男女共同参画担当行政相談委員の参加を支援していくとともに、総務省の開催する各種研修会においても、委員に対し、より深い法律・制度の理解促進が図れるよう必要な措置を講ずる。

3 参考データ、関連政策評価等

○ 男女共同参画担当行政相談委員の指名者数の推移

(単位：人)

平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
123	123	124	186	186	186	189

○ 相談所の開設状況

(単位：回)

平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
51	185	300	307	241	307

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

1 主な施策の取組状況及び評価

- 平成 21 年 4 月より、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、学術研究の発展や、高等教育の発展に資することを目的として以下のサービス提供を開始。
 - ・全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成・提供
 - ・オーダーメイド集計（国勢調査抽出詳細集計）
- 平成 18 年事業所・企業統計調査において、従業者数を男女別に結果を公表。（19 年度）
- 平成 18 年社会生活基本調査において、育児・介護等に費やす時間を男女別に把握。また、平成 13 年社会生活基本調査より、育児・介護などを含む無償労働の数量化に資するため、アフターコード方式による詳細な分類による結果を公表しているが、平成 18 年社会生活基本調査では、62 分類から 85 分類に拡充。

2 今後の方向性、検討課題等

- 二次的利用のニーズや運用実績を踏まえながら、匿名データの作成に係る対象調査等の範囲の拡大やオーダーメイド集計に係るサービス内容の充実について検討を進めていく。また、二次的利用のサービスにおいて、男女共同参画社会の形成に資するため、引き続き可能な限り、二次的利用のサービスの充実に努めてまいりたい。
- 所管の統計調査の実施において、男女共同参画社会の形成に資するため、引き続き可能な限り、統計調査の充実に努めてまいりたい。

3 参考データ、関連政策評価等

- 本施策に関しての政策評価は行っていない。

1 様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (1)⑤ 家族に関する法制の整備

1 主な施策の取組状況及び評価

選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正については、法務大臣の諮問機関である法制審議会が平成 8 年 2 月に答申した内容を踏まえ、国民の意識の動向を見守りつつ、引き続き検討を進めている。

2 今後の方向性、検討課題等

選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正の問題は、家族制度の在り方や国民生活にかかわる重要な問題と認識しており、答申の内容に沿った民法改正については、国民各層や関係各方面における議論の推移を踏まえて、大方の国民の理解を得ることができるような状況で行うことが相当であると考えている。

3 参考データ、関連政策評価等

2 様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

(施策名) (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実

1 主な施策の取組状況及び評価

- 男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者救済を推進するため、平成12年7月から全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備し、平成18年4月には同専用相談電話を全国共通番号（ナビダイヤル）とすることで、相談者の利便性の向上に努めている。
- 「女性の人権ホットライン」の相談担当者は、できる限り女性職員、または、女性の人権擁護委員を配置するよう努力している。
- 平成19年2月には、インターネット人権相談窓口を開設し、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、相談者がいつでも相談できる体制を整備するなど、人権相談の窓口強化に努めている。
- 深刻な相談については、人権侵犯事件として調査し、関係機関との連携を図りながら適切な解決に努めている。
- 相談者が匿名を希望する場合や人権擁護機関の関与を望まない場合には、相談者の自主的な解決を支援するために、当面の避難方法や離婚手続等を説明したり、関係機関の窓口を紹介するなどの助言をしている。

2 今後の方向性、検討課題等

- 制度の周知については、法務省ホームページやポスター・パンフレット等で広報してきたが、周知方法を検討するなど、引き続き効果的な広報活動を実施する。

3 参考データ、関連政策評価等

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (1) 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討 (税制)

1 主な施策の取組状況及び評価

平成 15 年度税制改正において、現状では共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになっているということ、女性の就業に関する選択等に中立的でないといった指摘もあること等を踏まえ、配偶者特別控除のうち配偶者に上乗せして適用される部分を廃止（平成 16 年分の所得税から適用。）

2 今後の方向性、検討課題等

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（平成 19 年 11 月政府税制調査会）

第 2 各論

1. 個人所得課税

(4) 世帯構成と税負担のあり方

個人所得課税においては、個人単位課税を基本としつつ、人的控除という仕組みにより家族の個別の事情に配慮することが適当であるが、個々の人的控除制度については、以下のような議論があった。

① 配偶者との関係

配偶者控除等（配偶者控除・配偶者特別控除）については、以下のような観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られた。

イ 男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある

ロ 現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している

ハ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある

ニ 配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか

他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もあった。

配偶者控除等のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられる。その際、配偶者控除等の見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も踏まえる必要がある。

所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）（抄）

附 則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第四百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医

様式 2

療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二～八 省 略

3 参考データ、関連政策評価等

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革(施策名) (1)④男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

1 主な施策の取組状況及び評価

被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パート労働者に社会保険の適用範囲を拡大することを含む「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第 166 回通常国会に提出し、継続審議とされていたが、平成 21 年 7 月、衆議院の解散に伴って廃案となったところである。

2 今後の方向性、検討課題等

この法案による適用拡大を超えての厚生年金の更なる適用拡大については、基礎年金の最低保障機能強化等に関する議論を踏まえた検討が必要。

3 参考データ、関連政策評価等

添付資料参照。

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供 ③

1 主な施策の取組状況及び評価

単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修、中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修、新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修等により、民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で、必要不可欠な知識及び技術を修得させることを目的とする事業を都道府県、指定都市にて実施（14年度～）。

2 今後の方向性、検討課題等

今後も住民が福祉サービスを適切に利用できるように、民生委員・児童委員に対して相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させることを目的とする施策を実施していく。

3 参考データ、関連政策評価等

18年度 48 都道府県・指定都市にて実施。
 19年度 52 都道府県・指定都市にて実施。
 20年度 54 都道府県・指定都市にて実施。

パート労働者に対する厚生年金適用の拡大について (法案のポイント)

(「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」で措置)

1. 新たな適用基準

※具体的な数値「20時間」「98,000円」「1年」「300人」については法律で明記

①労働時間：「週所定労働時間が20時間以上」であること

かつ

※ 雇用保険の例に同じ

②賃金水準：「賃金が月額98,000円以上」であること

かつ

※ 現行の厚生年金の保険料負担の基準(標準報酬等級)の下限の額
※ 賞与、通勤手当、残業手当等を含まない毎月の賃金支給額で判断

③勤務期間：「勤務期間が1年以上」であること

かつ

④学生の取扱い：学生は適用対象外とする

かつ

※大学、短大、高校、高専、専修学校、各種学校(1年以上課程)等の学生

⑤ 中小零細事業所への配慮：「従業員が300人以下」の中
小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

※ 現在厚生年金の適用対象とされている従業員の人数で算定
※ 猶予期間は「別に法律で定める日」まで

→ この基準により新たに適用対象となる人数は約10～20万人程度

※ 現在、「4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされている
パート労働者については、引き続き現行の基準による。

2. 健康保険・介護保険

○ 被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、厚生年金で新たに適用対象となる者については、健康保険・介護保険も適用する。

3. 施行時期

○ 制度の周知や企業の対応、行政実務(日本年金機構)の対応など十分な準備期間を設ける観点から、平成23年9月1日から施行する。

※日本年金機構：平成22年1月発足予定